

## ● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

》》》》》》》》》 令和6年12月号 《《《《《《《《《

### ★令和7年度税制改正大綱★

令和7年度税制改正大綱が、12月20日に公表されました。少数与党であることから、改正大綱のとおり、令和7年3月の通常国会で可決されるとは限らず、一部修正も想定されます。今月は、令和7年度税制改正大綱について、説明します。

#### 1, 令和7年度税制改正の基本的考え方

税制改正の基本的考え方は、次の3つの観点です。

- ①設備投資の促進等による持続的成長と活力ある社会の構築
- ②所得向上、社会インフラの整備
- ③安全保障や経済安全保障強化と地球温暖化対策

#### 2, 所得課税

次の(1)～(4)個人所得税の改正は、平成7年分以後の所得税について適用されます。なお、給与等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払う給与等について適用されます。

##### (1) 基礎控除の10万円引上げ

合計所得金額が2,350万円以下の個人の基礎控除金額は、10万円引上げられ、58万円となります。

なお、合計所得金額が2,350万円を超え、2,500万円までは、段階的に基礎控除額は減額され、2,500万円を超える場合には、基礎控除額はゼロとなります。

##### (2) 給与所得控除の10万円引上げ

給与所得控除は、現行の最低保証金額55万円から10万円引上げられ、65万円となります。

##### (3) 特定親族特別控除（仮称）の新規創設

###### ①概要

就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除制度（特定扶養控除とは別の制度）として、特定親族特別控除（仮称）が新設されます。

###### ②対象者

居住者と生計を一にする年齢19歳から23歳未満の親族（配偶者、青色専従者及び合計所得が123万円を超える者を除く）で、控除対象扶養親族に該当しない者が対象となります。

合計所得が58万円超123万円未満の子供等が対象となります。

### ③控除額

その親族の合計所得金額が 58 万円超で 85 万円以下の場合には、63 万円の控除額となり、合計所得が 85 万円を超えると、段階的に控除額は減額され、合計所得金額が 120 万超 123 万円以下の場合には 3 万円の控除額となります。

## (4) その他の関連改正

- ①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件を 58 万円に引上げ（現行 48 万円）
- ②ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の要件を 58 万円に引上げ
- ③勤労学生の合計所得金額の要件を 85 万円に引上げ（現行 75 万円）
- ④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額を 65 万円に引上げ（現行 55 万円）

## (5) エンジェル税制の改正

### ①改正の概要

有価証券等の譲渡益の発生した翌年にスタートアップ企業への投資を行った場合、譲渡益発生のに遡り、投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻し還付制度を創設します。

### ②適用

令和 8 年 1 月 1 日以後に、スタートアップ企業への投資を行った場合から適用されます。

## (6) NISA の見直し

NISA の積み立て投資枠について、上場投資信託 (ETF) の最小取引単位を見直し、投資初心者に適した指数連動型の ETF を購入しやすいように環境整備をします。また、金融機関変更時の即日買付ができるようになります。

## (7) 生命保険料控除の引上げ

居住者が、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合、令和 8 年分の一般生命保険料控除限度額が現行の 4 万円から 6 万円に引き上げられます。

なお、旧生命保険料及び新生命保険料を支払った場合の控除限度額も 6 万円となります。

## (8) 住宅取得控除の改正

### ①概要

特例対象個人が、令和 7 年中に、認定住宅等の取得をし、居住の用に供した場合、借入限度額が現行の金額から 500 万円上乘せされ、認定住宅の場合 4,500 万円から 5,000 万円に引き上げられます。

### ②特例対象個人

特例対象個人は、年齢 40 歳未満の場合には配偶者を有している者、年齢 40 歳以上の場合には 40 歳未満の配偶者を有する者又は 19 歳未満の扶養親族を有する者です。

③その他の要件

その他の要件に関しては、現行の制度と同様です。

**(9) 既存住宅の特定改修工事にかかる特別控除の改正**

上記(8)②の特例対象個人が、居住用家屋について、子育て対応改修工事をした場合、250万円の工事費用相当額を限度として、その工事費用の10%が所得税から控除されます。

**(10) 確定拠出年金制度等の改正**

①企業型確定拠出年金の拠出限度額を、次のように上げます。

イ、確定給付年金制度に加入していない者 月額6.2万円(現行5.5万円)

ロ、確定給付年金制度の加入者 月額6.2万円を限度額とする

②60歳以上70歳未満の個人で一定の要件を満たす者は、個人型確定年金制度に加入できるようになります。

③個人型確定拠出年金の拠出限度額の上げ

イ、第一号被保険者 月額7.5万円(現行6.8万円)

ロ、企業年金加入者 月額6.2万円(現行2万円)

ハ、企業年金未加入者 月額6.2万円(現行2.3万円)

④国民年金基金の掛金の上限 月額7.5万円(現行6.8万円)に上げ

**(11) 老齢一時金の退職所得控除額における勤続期間の重複排除の特例**

令和8年1月1日以後、退職手当の支払いを受ける年の前9年以内に、企業年金等の老齢一時金の支払いを受けている場合、その老齢一時金に係る勤続期間等は、退職所得控除額における勤続期間の重複排除の特例対象とされます。

**3、資産課税**

**(1) 事業承継税制**

①個人事業の事業承継

事業従事要件が、贈与直前まで従事することに改正(従来、贈与の3年前)

②非上場企業の事業承継

役員就任要件が、贈与直前まで就任することに改正(従来、贈与の3年前)

(注) 令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

**(2) 直系尊属からの結婚・子育て資金贈与の非課税措置の適用期限が2年延長**

**4、法人課税**

**(1) 防衛特別法人税(仮称)の創設**

①課税標準は法人税であり、法人税額に4%の税率で防衛特別法人税を課税します。

②基礎控除は500万円であり、法人税額が500万円以上の法人に対し課税します。

③この制度は、令和8年4月1日開始事業年度から適用されます。

## (2) 中小企業等の法人税の軽減税率の見直し

- ①年 10 億円を超える事業年度の軽減税率が 17%に上げられます（現行 15%）。
- ②通算法人は、軽減税率の適用対象法人から除外されます。

## (3) 再資源化事業等高度化設備の特別償却（35%）の新設

資源循環のため、再資源化事業を行う青色申告法人で、事業計画の認定を受けたものが、その事業のために、一定の要件を満たす機械装置（2 千万円以上）や器具備品（2 百万円以上）を取得し、事業に供した場合、35%の特別償却ができます。

## (4) 医療法人の法人事業税特例の見直し

- ①社会保険診療等の収入割合（80%超）の計算  
社会保険診療収入に補助金等の金額が加算されます。
- ②医療診療収入金額が患者のために直接必要な経費の 1.5 倍以内であることの計算  
収入金額、経費の範囲を明確化し、収入金額に補助金を含めます。

## (5) グローバルミニマム課税の改正

- ①軽減税所得ルールへの対応
  - イ、国際最低課税残余額に対する法人税（仮称 税率 90.7%）の創設
  - ロ、特定基準法人税額に対する地方法人税の見直し
- ②国内ミニマム課税への対応
  - イ、国内最低課税額に対する法人税（仮称 税率 75.3%）の創設
  - ロ、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の創設

## (6) 外国子会社合算制度の改正

- ①収益計上時期は、外国子会社の決算日から 4 ケ月を経過する日を含む事業年度に変更されます。
- ②申告書添付又は保存の対象とされる範囲が見直されます。

## 5, 消費課税

### (1) 外国人旅行者向けの消費税免税制度

日本からの出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に変更されます。

また、一般部品と消耗品の区分、消耗品の購入上限額及び特殊包装が廃止されます。

### (2) 国境を越えた電子商取引

国境を越えた電子商取引に関し、適正な消費税課税の在り方が検討されています。

## 6, その他

### (1) たばこ税の引上げ

防衛費用の調達財源として、令和 9 年 4 月 1 日より、段階的にたばこ税が引上げ

られ、現行の 1000 本につき 6802 円から、令和 11 年には 1000 本につき 8302 円になります。

## (2) 電子帳簿保存制度の見直し

①電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽・仮想による期限後申告等がある場合  
重加算税の割合を 10%加重する措置の対象から、訂正や削除がわかるシステムで保存している場合が除外されます。

②青色申告特別控除（65 万円）の適用要件の見直し

令和 9 年分以後の所得税について、青色申告特別控除（65 万円）の適用要件として、特定電子計算機処理システムを使用していること、また電子取引に係る特定電磁的記録の保存が特定電子計算機処理システムを使用して、削除・訂正の履歴がわかるように保存していることに見直される予定です。

## (3) 国税の e-TAX 及び地方税の eL-TAX の利便性が向上

①eL-TAX

固定資産税等の納税通知書等について、令和 9 年 4 月以降（個人には令和 10 年 1 月 1 日以降）電子的に副本が送付できるようになります。

②e-TAX

令和 10 年 1 月 1 日より、スキャナーで作成した電磁的記録を送付する場合の要件が見直されます。

### ★事務所から★

今年 1 年、経営情報あれこれを御購読いただき、心より感謝申し上げます。来年も引き続き、経営情報あれこれを配信させていただきますので、何卒宜しくお願い申し上げます。皆様、良い年をお迎えください。

(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)